

第 11 号議案

品川区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区職員定数条例の一部を改正する条例

品川区職員定数条例（昭和50年品川区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,503人」を「2,541人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条第1項の定数を超える員数については、70人を限度として令和4年3月31日までは定数外とする。

（説明）児童相談所の開設準備および行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う必要がある。